

やまがた県産酒による乾杯を推進する条例

本県には、酒蔵が広く分布しており、人々が酒造に参画してきた歴史的背景もあって、日本酒は本県の文化として息づいている。酒造に適した米の育種の歴史と品種は他の都道府県に誇るべきところであり、県及び酒造に参画してきた人々が協働して吟醸をはじめとする酒造の伝統を堅持し、世界に誇るべき高品質の日本酒を造り上げてきた。また、県産ぶどうを使用したワイン醸造の水準も高く、日本酒、ワイン等は、県の情報発信や経済振興に大きく寄与してきた。このようなことから、本県で製造される日本酒、ワイン等による乾杯の習慣を広め、本県の誇るべき文化を後世に残すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本県で製造される日本酒、ワインその他の酒類（以下「県産酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、県産酒の普及を通じた本県の文化の継承に寄与することを目的とする。

(県の役割)

第 2 条 県は、県産酒による乾杯を推進し、本県の誇るべき県産酒の文化を県内外に情報発信するものとする。

(事業者の役割)

第 3 条 県産酒を製造し、販売し、又は提供する事業者（以下「事業者」という。）は、県産酒による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第 4 条 県民は、県産酒が本県の誇るべき文化であることを理解した上で、県及び事業者が行う県産酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好及び意思の尊重)

第 5 条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。